

問 問い合わせ 申 申し込み

市有林
問 耕地林務課林務係
 1階(内線317)
風 私有林
問 上川北部森林組合
 01655③2013



ヘリコプターによる野ねずみ防除を行います
 市内一般民有林(市有林・私有林)において、野ねずみによる森林被害を防止するため、ヘリコプターによる野ねずみ防除を実施します。
◆とき 10月上旬～中旬
◆ところ 市内一般民有林
◇ヘリコプター離着陸場所
 北海道開発局名寄ヘリポート
 (日進・大橋)

名 名寄庁舎(01654③2111)

問 営業戦略課
 3階(内線3343)

住宅改修工事費の一部補助について
 市では、市民や移住される方が安心して本市に住み続けられる住まいづくりの促進のため、住宅改修などにかかる工事費の一部を補助する「名寄市住宅改修等推進事業」を実施しています。
 本事業を活用される方は、事前に事業登録施工業者に問い合わせ、相談などを行ったうえで申請をお願いします。
 なお、本事業は平成28年度から3年間での事業として実施していますが、次年度以降においても住宅改修などの支援を継続するため、新たな制度について検討を進めています。

風 風連庁舎(01655③2511)

◆とき 10月25日(木) 13時

働き世代・子育て世代の女性向けがんサロン
 がん患者サロンの特に働き世代・子育て世代者向けの内容で語り合うサロンを開催します。
◆とき 10月5日(金) 13時30分～15時
◆ところ 市立総合病院新館3階会議室(西7南8)
◆内容 30代や40代、50代の働き世代・子育て世代からこそその情報交換をしませんか。
 ※当日は、医療用部分ウィッグの体験試着ができます。
「よりみち茶話会」
 がんのことを気軽に語り合うサロンを開催します。がん患者さん・その家族であればどなたでも参加できます。

申・問 市立総合病院
 地域医療連携室
 01654③3101

◆とき 11月2日(金) 13時30分～15時
◆ところ 市立総合病院2階和室(西7南8)
◆内容 災害が起きたらどうしたらいいのか情報交換しませんか。

風 申・問 上下水道室工務課下水道係
 2階(内線237)

◆申込期限 10月31日(水)

合併処理浄化槽の設置
 平成31年度の設置申し込みを受け付けています。
 合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所や風呂など出る雑排水も処理し排水する環境にやさしい浄化槽です。
◆対象 下水道処理区域外の個人住宅
◆費用 月々の使用料と工事費の10パーセント(12～23万円程度)の個人負担が必要です。
◆排水設備 トイレの改造や放流管などに30～80万円程度の個人負担が必要です。
 ※トイレの改造に係る資金の一部を無利息で貸し付けする制度があります。

夜間窓口

◆とき 10月25日(木) 17:30～19:30
◆ところ
 納税窓口
 税務課納税係 名 2階
 国保窓口
 市民課国保高齢医療係 名 1階

暮らしのリサイクル (10:00～16:00)

不用になった家庭用品などを紹介します。お気軽にお電話ください。
 ※受け渡しは原則として無償で行います。

- ◆ゆずります**
- ①ボウリングのセット
(男性球サイズM・靴26cm)
(女性球サイズ不明・靴23.5cm)
 - ②キャノンフォトプリンター
 - ③和風座卓
(幅120cm×高32.5cm×奥90cm)
 - ④こども用ヘルメット(56cm～60cm)
 - ⑤二つ折りテーブル
(長さ183cm×幅76.5cm×高さ74cm)
 - ⑥レッグマジックサークル
(下半身を鍛える運動器具)
 - ⑦ぬいぐるみ数点
(妖怪ウォッチなど)
 - ⑧スキー板(148cm)、ストック(105cm)
 - ⑨スキーウェア上下(160cm)
- ◆ゆずってください**
 ※今月はありません

問 名寄消費者協会
 01654③5630

市長室開放事業を開催します

- ◆対象 市民または市民が組織する団体やサークルなど
- ◆開催日時 土日祝を除いた10月1日(月)～31日(水) 9時～17時30分の20～30分 ※市長の公務を優先します。
- ◆懇談場所 市役所名寄庁舎や風連庁舎の市長室など
- ◆懇談内容 地域活動やまちづくりの話、市政への要望・疑問など
 ※個人的な要望・相談・苦情・宗教に関する意見、書面による要望の提出、または懇談にふさわしくないと判断される場合は、お断りさせていただきます。

申・問 企画課秘書係
 名 3階(内線3304)

問 問い合わせ 申 申し込み 名 名寄庁舎(☎01654③2111)

風 風連庁舎(☎01655③2511)

赤十字救急法・雪上安全法の講習を開催します

救急に関する基礎的な対応などの知識や技術を習得できます。

◆救急法基礎講習
 ◇とき 10月28日(日) 9時
 ～13時

◇ところ 総合福祉センター
 (西1南12)

◇内容 心肺蘇生やAEDの使い方

◇対象 15歳以上

◇定員 20人

◇受講料 1500円(教材費)

◇申込期限 10月19日(金)

◆救急法救急員養成講習
 ◇とき 11月3日(土)、4日(日)
 9時～17時【2日間】

◇ところ 総合福祉センター
 (西1南12)

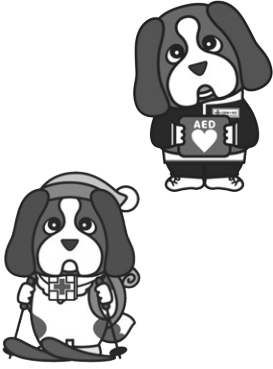
◇内容 ケガの手当や搬送

◇対象 救急法基礎講習修了者

◇定員 20人

◇受講料 1700円(教材費)

◇申込期限 10月26日(金)



自衛官等の募集

◆陸上自衛隊 高等工科学校
 生徒(一般・男子)

◇応募資格 平成31年4月1日現在、中卒(見込み含む)で15歳以上17歳未満

◇受付期間 11月1日(木)～平成31年1月7日(月)

◇試験日
 ・1次 平成31年1月19日(土)
 ・2次 平成31年2月1日(金)
 ～4日(月)

※1次試験は名寄会場、2次試験は旭川会場です。

※2次試験はいずれか1日を指定されます。

◆自衛官候補生(男子・女子)
 ◇応募資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満

◇受付期間 11月12日(月)

◇試験日 11月18日(日)・19日(月)

※希望のいずれか1日。
 ※試験会場は旭川会場。
 ※採用予定数に達した場合は実施しません。

◇定員 10人

◇受講料 300円(教材費)

◇申込期限 11月8日(木)

◆社会福祉課福祉総務係

名 2階(内線3221)

名 2階(内線3221)



重度心身障がい者・ひとり親家庭等の医療費の変更

重度心身障がい者とひとり親家庭等の医療費の助成は、北海道の制度に準じてきましたが、このたび北海道の制度改定が行われ、課税世帯の高額療養費の上限額が次のとおり変更になりました。

上限額を超えた医療費は払い戻しの対象となります。対象者には通知を送付しますので、全ての領収書を破棄せずに保管してください。

◆課税世帯の医療費自己負担額上限(月額)

区分	従来	平成30年8月診療分から
外来	1万4,000円 (年額上限 14万4,000円)	1万8,000円 (年額上限 14万4,000円)

※入院での医療費自己負担上限額は、去年から変更ありません。

◆健康づくり体操教室

◆とき 10月4日(木)、11日(木)、18日(木)、25日(木) 9時30分～11時15分

◆ところ 総合福祉センター
 多目的ホール(西1南12)

◆対象 おおむね60歳以上

◆内容 ラジオ体操、フットダンス、民謡踊り、自きょう術

◆持ち物 上靴

◆申し込み 当日会場です。

◆高年齢者支援課高齢福祉係

名 2階(内線3231)

名 2階(内線3245)

名 2階(内線3245)

外断熱住宅のパイオニア
 SINCE 1985～ 設計・施工
 株式会社 吉田組
 Tel.01654-2-3407 http://ygumi.com
 /新築/リフォーム/断熱改修/

奨学金・修学資金の利子補給制度

市では、奨学金や修学資金の貸し付けを受けた学生・生徒に対して、その利子の補給を行っています。

◆対象

- ①高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専門学校・専門課程に在学中の方が名寄市民
- ②親またはこれに代わるべき方が名寄市民
- ③独立行政法人日本学生支援機構の有利子奨学金の貸し付けを受けた方、または株式会社日本政策金融公庫・民間金融機関などの修学資金の貸し付けを受けた方で規則で定める選考基準により選考された方

※独立行政法人日本学生支援機構奨学生は、無条件で利子補給対象になります。

◆利子補給金の算出基準額

次の金額に修業年数を乗じ

た額。

- ①高等学校在學生 12万円
- ②高等専門学校在學生 18万円
- ③専修学校(専門課程)在學生または各種学校在學生(修業年限1年以上) 36万円
- ④大学、大学院在學生 48万円

◆利子補給金

◇独立行政法人日本学生支援機構奨学生
基準額にその貸付利率を乗じた額の一部を補給。

◇(株)日本政策金融公庫・民間金融機関など
規則に定める選考基準の収入判定額により補給。

◆申込期限 10月31日(水)

※借入先により必要書類が異なります。詳しくは問い合わせください。

申・問

学校教育課総務係
名 3階(内線3374)

北海道最低賃金

時間額

835円

平成30年10月1日発効

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道最低賃金が改定されます。

厚生労働省
北海道労働局
労働基準監督署(支署)

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です。

行政相談では、行政相談委員が公正・中立な立場で、行政の仕事に関する苦情や制度・運営に対する意見・要望などを受け付けし、その解決や実現の促進、制度・運営の改善に生かしています。

◆風連地区特設行政相談所

◇とき 10月16日(火) 9時～12時

◇ところ 風連郵便局「風の広場」(風連町仲町99)

◆名寄地区特設行政相談所

◇とき 10月16日(火) 13時～16時

◇ところ 駅前交流プラザ「よろーな」1階エントランスホール(東1南7)

◆共通

◇行政相談委員
関下 富士夫氏

問

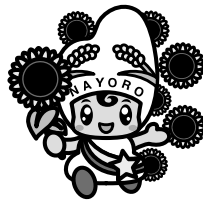
消費生活センター市民相談
☎01654③2111
(内線3616)

消費生活センター
☎01654②3575



町内会連合会主催

まちづくり懇談会を開催します



市政に関する身近な意見交換の場として「まちづくり懇談会」を開催します。市長をはじめ、副市長、教育長など市の理事者と直接話し、皆さまの声を今後のまちづくりに活かすことのできる場でもあります。ぜひ、この機会に地域で抱えている課題や、まちづくりに関する提案などをお聞かせください。

とき	ところ	対象区域
10月11日(木) 18:30	市役所名寄庁舎 4階大会議室(大通南1)	名寄小
11月1日(木) 18:30	名寄東小学校 多目的ホール(東1南3)	名寄東小・中名寄小
11月2日(金) 18:30	東風連子供と老人福祉会館(風連町東風連3395)	東風連・風連旭
5日(月) 13:30	風連日進コミュニティセンター(風連町日進3076)	風連日進・風連旭
5日(月) 18:30	総合福祉センター 1階多目的ホール(西1南12)	名寄南小
6日(火) 18:30	市民文化センター 1階大会議室(西13南4)	名寄西小
8日(木) 18:30	ふうれん地域交流センター 2階大ホール(風連町本町63)	風連中央小
26日(月) 13:30	智恵文多目的研修センター 2階大集会室(智恵文11線北2)	智恵文小
26日(月) 18:30	風連瑞生コミュニティセンター(風連町瑞生4151)	風連下多寄小

※日程・会場などは変更になる場合があります。変更の場合は、新聞・ホームページ・町内会閲覧などでお知らせします。

【問い合わせ】町内会連合会事務局(企画課企画調整係内) 名3階(内線3311)

問 問い合わせ 申 申し込み 名 名寄庁舎(☎01654③2111)

風 風連庁舎(☎01655③2511)

まちづくり推進事業助成制度を活用しましょう

個人または団体が実施する地域活性化の取り組みに対し、費用の一部を助成します。現在、平成30年度後期分の申し込みを受け付けています。

◆対象事業

- ① 特産品づくりの開発研究に関する事業
- ② 市民生活の向上、文化交流や地域振興に関する事業のうち、次に該当する事業

文化交流事業

- ・ 国内交流事業
- ・ 国際交流事業
- ・ 地域振興事業
- ・ 農業振興事業
- ・ 産業振興事業
- ・ スポーツに関する事業
- ・ 広域連携事業

- ③ 観光振興に関するイベントなどの催事に関する事業
- ④ 生涯学習・国際交流・後継者育成などの人材育成に関する事業

◆助成の条件

- ① 助成は1つの事業につき1回とする(事業内容によっては継続して助成する場合もあります)

- ② 事業完了後は、成果品、実績報告書と収支決算書を提出すること

申・問 企画課企画調整係
3階(内線3311)

経費区分	助成限度額	費用の例
開発研究	20万円	素材や器材を用いて行う試作試験に要する費用など
イベント開催	20万円	会場設営機材や宣伝広告等に要する費用など
人材育成	10万円	先進地等への派遣研修、講師を招いて行う人材育成に要する費用など

- ③ 市が交付する他の補助金対象事業になっていないこと
 - ④ 同一申請者に対する助成は同一年度内に1回とする
 - ⑤ 過去に本助成制度を活用したことがない事業であること(特産品づくりの開発研究に関する事業は除く)
- ◆助成額 対象事業経費総額の2分の1以内で、予算の範囲内で助成します。限度額は次の表のとおり。

申・問 総務課総務係
3階(内線3329)

市長の資産等 (平成29年分)

◎建物	160.58㎡ (固定資産税課税標準額 6,778,892円)
	18.60㎡ (固定資産税課税標準額 314,132円)
◎株券	株式会社グランドホテル藤花 100株
	株式会社士別グランドホテル 1,160株
	株式会社名寄給食センター 350株
◎自動車	普通自動車 1台
◎貸付金	39,200,000円
◎借入金	9,969,692円

市長の資産を公開します
「政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例」および「名寄市長の資産等の公開に関する規則」に基づき、市長の資産を公開します。
市民は、資産等報告書を一覧することができます。

名寄三師会

「市民公開健康講座」

- ◆とき 10月23日(火) 18時30分～19時45分
- ※受付開始 17時50分
- ◆ところ グランドホテル藤花(西5南4)

◆講演1 「救急医療利用のお願い」

- ・ 講師 長尾 恒氏(北海道保険医会上川北部支部長)

◆講演2 「シネリック医薬品は先発医薬品と同等と言えるのか？」

- ・ 講師 樽井 貴広氏(名寄調剤薬局薬局長)

◆講演3 「在宅医療と薬剤師」

- ・ 講師 町田 忠相氏(名寄調剤薬局薬剤師)

※入場無料。申し込み不要です。直接会場にお越しください。

問 一般社団法人 上川北部医師会

☎01654②5311



献血のご協力をお願いします
献血車『ひまわり号』運行日程

とき	ところ
10月16日(火)	10:00～11:30 名寄市役所(風連庁舎)
	12:50～16:00 JA道北なよろ(風連本所前)
10月17日(水)	10:00～11:30 名寄郵便局
	11:50～13:00 ハローワーク名寄
10月18日(木)	14:30～16:00 名寄市立総合病院
	10:00～11:00 マックスバリュ名寄店
10月19日(金)	12:10～16:30 名寄市立大学
	10:00～12:00 名寄市役所(名寄庁舎)
	13:10～16:00

申・問 社会福祉課福祉総務係 名 2階(内線3221)

空き家の適正管理を

空き家の所有者は、点検や手入れなどの適正な管理を行ってください。家の一部が壊れたり、風で飛び散ったりして、万が一他人に危害を加えてしまうと、法により管理責任を問われ、損害賠償を支払う場合もあります。また、もし実家が空き家となり、相続放棄を選んだ場合においても、新たに相続人となった方が管理するまでは管理義務があり、この間で被害を与えてしまうと法的責任が課せられます。将来に渡り使う予定がない場合、資産価値が低下しないうちに売却するのも一つの方法です。市内の宅地建物取引業者に相談してみましょう。

また、市では空家バンクを開設し空家や空き地の情報提供を行っています。市と協定

を結んだ市内宅地建物取引業者に掲載を相談しましょう。※登録できる土地建物については一定の条件があります。※市が売買や賃貸借契約などを行うものではありません。



◆空家バンク協定締結宅地建物取引業者

◇株式会社倉澤組(西4南9)

☎01654②2338

◇なよろ不動産株式会社(東4北2)

☎01654⑧7236

◇株式会社いとう(西1南4)

☎01654②2345

※9月14日現在での登録業者

問 環境生活課環境・生活安全係
名 1階(内線3126)

大規模な土地取引には届け出が必要

国土利用法では、乱開発などを防ぐため、一定面積以上の土地を取得したときは、利用目的などを届け出て、審査を受けなければなりません。◆届け出が必要な取引形態 売買、交換、譲渡、譲渡担保、代物弁済など

◆面積要件

①都市計画区域内

5000平方メートル以上

②都市計画区域外

1万平方メートル以上

※個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計面積が、面積要件に該当すれば、届け出が必要です。

◆届出者 土地の権利取得者

◆届出期限 契約締結日から2週間以内

◆届け出に必要な書類

- ・土地売買等届出書…3部
- ・土地取引にかかる契約書の写し…3部
- ・土地の位置を明らかにした地形図(位置図)…3部
- ・土地の形状を明らかにした図面(地番図など)…3部



届出先・問 企画課企画調整係
名 3階(内線3310)

ご寄附

ありがとうございます (順不同・敬称略)

◆地域環境整備のため

○名寄美装工業株式会社

(吉田 豊代表取締役)

◆市立図書館

図書購入費用として

○奥下 順子

◆社会貢献のために

○中館建設株式会社

(中館 孝彰代表取締役)

◆小学生の

知識の向上のために

○株式会社谷組

(谷 博之)

代表取締役社長

町内会に入りましょう

「広報なよろ」は、お住まいの地域の町内会が町内会加入世帯を中心とする皆さまへ回覧板やポスト投函などにより配布しています。一人でも多くの皆さまが広報を手にとれるよう、町内会に加入しましょう。



◆加入するには

お住まいの地域の町内会長、または町内会連合会事務局へご連絡ください。

申・問 町内会連合会事務局
(企画課企画調整係)
名 3階(内線3311)

無料相談窓口

- ①消費生活相談
とき 月～金曜日 9:15～16:00
- ②市民相談
とき 月～金曜日 9:15～16:00
- ③無料法律相談
とき 10月7日(日)11:00～11月4日(日)11:00～
※事前予約が必要です。

- ④行政相談
とき 月～金曜日 9:15～16:00
- ⑤結婚相談
とき 第1金曜日17:30～19:00
その他の金曜日13:00～15:00
ところ 名寄市消費生活センター
(駅前交流プラザ「よるーな」)
① ☎01654②3575
②～⑤ ☎01654③2111(内線3616)

- ◆年金事務相談
とき 10月9日(火)10:30～16:00
ところ 名寄商工会議所
(駅前交流プラザ「よるーな」)
※完全予約制(☎0570-05-4890)

- ◆人権相談
とき 月～金曜日 8:30～16:30
ところ 旭川地方法務局名寄支局
☎01654②2349

- ◆生活相談支援センター
とき 月～金曜日 9:00～17:00
ところ 社会福祉協議会
(総合福祉センター内)
☎01654③9862

- ◆心配ごと相談
とき 月～金曜日10:00～17:00
ところ 西條名寄店1階こほっと
☎01654②3968

- ◆障がい者差別についての相談
とき 月～金曜日 8:45～17:30
ところ 名寄庁舎2階
社会福祉課障がい相談支援係
☎01654③2111(内線3218)

- ◆公証相談
とき 日～土曜日 9:00～17:00
ところ 名寄公証役場(西1南9)
※完全予約制(☎01654③3131)

- ◆教育相談ハートダイヤル
とき 月～金曜日 9:00～17:00
ところ 児童センター
☎01654③1000
☎0120-874-746(フリーダイヤル)

問 問い合わせ

申 申し込み

名 名寄庁舎(☎01654③2111)

風 風連庁舎(☎01655③2511)